

—事件報道から学ぶ—

偽造在留カード転売事件

今回は、本年5月18日に新聞報道された「偽造在留カード転売事件」を取り上げます。読売新聞朝刊の記事によると、次のとおりです。

「偽造された大量の在留カードを、ベトナム人ブローカーら約30人によって売りさばいていたとして、茨城、岡山県警が、中国人の男を入管難民法違反（偽造在留カードの提供など）の疑いで逮捕していた。少なくとも約1500枚の偽造カードが全国11都道府県にいる外国人に渡ったとみられ、両県警は販売網や製造元などの解明を急いでいる」

男は、茨城県鉾田市、農業手伝い陳小竜被告（31）で、同人は、不法残留、偽造在留カードの所持罪で逮捕・起訴され公判中。関連捜査で、ベトナム人ブローカーらと共謀し、昨年10月～12月、偽造カード3枚を3人のベトナム人に提供した疑いで再逮捕されました。

陳被告は1枚約5000円で偽造カードを入手し、ベトナム人やインドネシア人ら約30人のブローカーとSNSなどで連絡を取り合い、これを約1万円で転売していました。

陳被告は、容疑を認めており、ブローカーらは、ベトナム人やカンボジア人など東南アジア系の外国人に2万円～3万円で売っていたとされています。

新聞記事では、在留カードについても触れ、「これまで自治体が発行していた外国人登録証明書に代わり、法務省入国管理局が2012年7月以降、観光などの短期滞在者らを除く中長期滞在者の身分証として交付している。券面には、在留資格や期間、就労の可否などを記載している。ICチップを内蔵し、表面に偽造防止のホログラムも施しているが、警察庁によると、偽造カードの所持や提供などの昨年の検挙件数は、13年の4倍近い400件あった」ということです。

さて、偽造在留カードの転売等は、入管法によってどういう罪に当たり、量刑はどうなっているかをみると、いずれも重大犯罪として捉えられています。

法第73条の3で

- ① 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、1年以上10年以下の懲役に処す
- ② 偽造又は変造の偽造カードを行使した者も、前項と同様とする
- ③ 行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする

法第73条の4で

行使の目的で、偽造又は変造の在留カードを所持した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す

と規定されており、偽造在留カードの転売は、1年以上10年以下の懲役刑が科せられる重い罪です。

本件で注目すべきは、約1500枚の偽造在留カードが外国人の手に渡っていただろうという点で、それだけ需要があった訳です。

在留カードの性格は、その発給を受けた者について、法務大臣が日本国に適法に在留していることを証明する身分証であり、在留期間の更新をはじめ、在留資格の変更、入学、就職、アルバイト、住所変更、携帯電話契約、医療機関の受診等その用途は多岐にわたっています。

陳被告は、転売先のブローカーとSNSで連絡を取り合っていたということです。新聞報道では、SNSのツール内容が不明なので、同人がSNSでどういう呼び掛けをしていたのか、また、在留資格はどう偽っていたのか分かりませんが、過去の同種事件では、在留資格を「永住者」や「日本人配偶者」に、就労制限の有無欄に「就労制限なし」と表示するケースがありました。

これは、日本で働くのに好都合という観点からであろうと思われる。

そこで、留学生の皆さんに注意していただきたいのは、次の2点です。

- ① 身近にあるSNSですが、犯罪が潜んでいそうなサイトには近寄らないでください。興味本位で入ってしまうと、誘い込まれる危険性が大いにあります。
- ② 名前も顔も知らない相手とSNSでつながり、見ず知らずの者からアルバイトの紹介やあっせん、あるいは携帯電話の契約等を持ち掛けられ、慎重さを欠いたため、思わぬアクシデントにはまってしまうケースがあります。

次に、偽造・変造の在留カードに用いられることを知りながら、その原料となるものを提供することも入管法違反です。仮に、皆さんが、犯罪をたくらんでいる者から「たっぷり報酬を払う」などと言って近寄られ、在留カードに記載の住所、氏名、生年月日や顔写真の提供を求められた場合には、きっぱりと断ることで。

また、偽造や変造の在留カードでなくても、

- ・ 他人名義の在留カードを行使した
- ・ 行使の目的で他人名義の在留カードを提供し、收受し、又は所持した
- ・ 行使の目的で、自己名義の在留カードを提供した

場合は、入管法違反になります。在留カードの貸し借りは、絶対にいけません。

多数の偽造在留カードが転売されていた背景には、それだけ不正な在留カードを欲しがる外国人が多くいた訳であり、この種の犯罪対策としては、取り締まりとともに、需要を減らす方策も考えなければなりません。

まず、取り組むべきは、偽造・変造の在留カードなど不正な在留カードに手を出さざるを得ない状態を作らないことで、誰にでもできる対策としては、自分の在留カードを盗まれたり、紛失したりしないよう、自らがしっかりと管理しておくことです。

万が一に盗難にあったり、紛失したりした場合は、そのことを知った日から14日以内に、住居地を管轄する地方入国管理局へ再発行の申請をして、再交付を受けることが必要です。